

1 2025
January

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
2025 2 2 9 16 23	3 10 17 24	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	1 8 15 22
5 大安	6 赤口 外国人雇用状況届出書 (前年11月分) 健康保険・厚生年金保険の 保険料納付(前年11月分)	7 先勝	8 友引	9 先負	10 仏滅 前年12月分の源泉所得税、 特別徴収住民税の納付 雇用保険被保険者資格取得届の 提出(前年12月雇入分)	11 大安
12 赤口	13 先勝 成人の日	14 友引	15 先負	16 仏滅	17 大安	18 赤口
19 先勝	20 友引 源泉所得税の納期の 特例分の納付	21 先負	22 仏滅	23 大安	24 赤口	25 先勝
26 友引	27 先負	28 仏滅	29 先勝	30 友引	31 先負 固定資産税の償却資産の申告 給与所得の源泉徴収票の交付 給与所得の源泉徴収票等の提出 給与と支払報告書の提出 労働保険概算保険料分割納付第3期分の納付 労働者死傷病報告(休業4日未満)の提出(前年10月~12月分) 外国人雇用状況届出書(前年12月分) 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(前年12月分)	

総務・経理のお仕事カレンダー 1月の税務と労務

税務

- 前年12月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付 **Check!**
★源泉所得税納付書に記載する税額は、各人毎の「定額減税込みの年末調整を行った後の金額」を集計した金額です。 → 1月10日(金)まで
- 前年7月～12月分の源泉所得税の納期の特例分の納付 **Check!**
★常時10人未満の事業所は届出により前6か月分を7月10日と1月20日までに納付することができます。 → 1月20日(月)まで
- 11月決算法人の確定申告と納付(法人税・消費税など)
届出により申告期限の延長特例あり(特例利用の場合は見込納付、消費税は法人税の延長とセットで)。
→ 決算応当日(月末決算では1月31日(金))まで
- 5月決算法人の中間申告と納付(法人税・消費税など)
→ 決算応当日(月末決算では1月31日(金))まで
- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が400万円超の法人)のうち2月・5月・8月決算法人の中間申告と納付
→ 決算応当日(月末決算では1月31日(金))まで
- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が4,800万円超の法人)のうち10月・11月決算法人(申告期限延長の場合は9月・10月・11月決算法人)を除く法人の中間申告と納付
→ 決算応当日(月末決算では1月31日(金))まで
- 固定資産税の償却資産に関する申告 → 1月31日(金)まで
- 給与所得の源泉徴収票の交付 **Check!**
★定額減税に関する記載に注意。 → 1月31日(金)まで
- 給与所得者の源泉徴収票等の法定調書会計表等の提出 **Check!**
★e-Tax他による提出が必要となる基準の引下げ(100枚以上→30枚以上)は令和9年1月1日以後の提出分からです。今年是从来どおり100枚が基準です。 → 1月31日(金)まで
- 給与支払報告書の提出 → 1月31日(金)まで
- 給与所得者の扶養控除等申告書の受理 **Check!**
★様式改訂に注意 → 本年最初の給与の支払を受ける日の前日まで

労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出(前年12月雇入分)
→ 1月10日(金)まで

- 労働保険概算保険料分割納付第3期分の納付
★納付すべき概算保険料が原則40万円以上では3回に分割納付可能。
→ 1月31日(金)まで
- 労働者死傷病報告書の提出(休業4日未満、前年10月～12月分)
→ 1月31日(金)まで
- 外国人雇用状況届出書の提出(雇用保険の被保険者ではない外国人の前年12月雇入・離職分)
→ 1月31日(金)まで
- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(前年12月分)
→ 1月31日(金)まで
- 申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、原則その翌日が納付期限等の日となります。

申告書等の控えへの税務署收受日付印の押なつ

「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、令和7年1月から申告書等(国税庁・国税局・税務署に提出される全ての文書)の控えに收受日付印の押なつを行わないこととなりました。この事項について、税務・労務上の注意点を記載します。

【税務上の注意点】
申告書等の控えの收受日付印の押なつは行われませんので、提出年月日の記録・管理を自社で行う必要があります。なお、令和7年1月以降、当分の間の対応として、窓口で交付する「リーフレット」に申告書等を收受した「日付」や「税務署名」を記載したものを、希望者に渡す運用が行われます(郵送の場合は「返信用封筒」と「申告書等の控え」を同封した場合には、日付・税務署名を記載したリーフレットを同封して返送されます。)

【労務上の注意点】
例えば一般労働者派遣事業許可有効期間の更新手続や、失業等による国民年金保険料の特例免除手続において、執筆時点(令和6年11月1日)では税務署受付印のある申告書等の提出が求められる場合がありますが、国税庁のQ&Aにて「令和7年1月以降においても、收受日付印の押なつされた控えの提出を求める各種の機関を把握した場合、国税当局から説明を行う予定です。」とあるため、運用の見直しが予測されます。

ギモンを解決!



経理担当者のための 税務・会計 Q&A

今月のテーマ

税理士 磯山 仁志

償却資産申告の留意点

Q 償却資産の申告書が届いたのですがどうしたらいいのでしょうか?

A 1月1日現在所有している償却資産について記載し、1月31日までに市区町村に提出する必要があります。

償却資産税とは

償却資産税とは、法人や個人事業主が事業のために所有する機械工具、器具備品等などの償却資産にかかる税金です。正確には固定資産税の一種ですが、土地や建物に対する固定資産税と区別して便宜的に償却資産税と呼ばれています。

償却資産税の対象

土地や建物を除く以下の有形固定資産が対象です。

構築物（建物附属設備を含む）、機械及び装置、船舶、航空機、車両運搬具（大型特殊自動車等に限る）、工具、器具及び備品

- ※ 構築物に含まれる建物附属設備は、配線や配管など家屋と一体の設備を除きます。また、家屋の賃借人（テナント等）が付加加工した内装や建築設備は賃借人の償却資産税の対象となります。
- ※ 車両運搬具のうち、自動車税・軽自動車税の対象となるものは除きます。

償却資産の申告

毎年1月1日現在所有している償却資産について、償却資産申告書に記載し、償却資産が所在する市区町村に申告します。初めて申告する際には、保有する全ての償却資産について記載する必要がありますが、2年目以降の申告では、前回申告時より増加した資産と減少した資産についてのみ記載し申告します。申告期限は1月31日です。

取得価額と償却方法に関する留意点

取得価格が10万円以上20万円未満の減価償却資産について、一括償却資産（3年均等償却）として経理処理する場合には、当該資産は償却資産の申告の対象とはなりません。

一方で、取得価格が30万円未満の減価償却資産について、中小企業者等の少額減価償却資産として経理処理する場合には、当該資産は償却資産の申告の対象となります。

そのため、**10万円以上20万円未満の減価償却資産については、一括償却資産と少額減価償却資産のどちらで経理処理するかによって償却資産申告の要否が変わってきますので注意が必要です。**

償却資産税の課税及び納付

提出した償却資産申告書をもとに市区町村が税額を計算します。

基本的には資産の取得価額に耐用年数に応じた減価残存率を乗じて資産ごとの評価額を計算します。資産ごとの評価額の合計が課税標準額であり、課税標準額に税率（1.4%）を乗じて税額を計算します。

なお、評価額は取得価額の5%からは減価しません。したがって**資産が計上されている限りは課税標準額に含まれますので、処分済などにより既に存在しない資産については、忘れずに減少の申告をしましょう。**

また、課税標準額が同一の市区町村内で150万円未満である場合には、課税されません。

課税標準額が150万円以上である場合には、申告した年の4月ごろに市区町村から納税通知書（納付書）が届きますので、そちらに記載されている税額を納付することになります。